

●手数料に関する事項

【サービスの種類及び内容】

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

【手数料の額及び負担者】

(成功報酬)職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就業後1年間で支払われた賃金の40% 手数料負担者は求人者とします。